

令和 6 年度 第 1 回 庄内町総合教育会議次第

日時／令和 6 年 10 月 25 日（金）午前 9 時

場所／役場 B 棟 2F 入札室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 教育行政にかかる課題について

① 小中学校再編整備について

② 給食費の無償化について

(2) その他

4 閉 会

●構成員

職 名	氏 名
庄内町長	富樫 透
庄内町教育長	佐藤 真哉
庄内町教育委員会委員	梅木 均
庄内町教育委員会委員	太田ひろみ
庄内町教育委員会委員	齊藤 雅子
庄内町教育委員会委員	飯淵 義晃

●出席を要した職員

職 名	氏 名
総務課長	鶴巻 勇

●事務局

職 名	氏 名
教育課長	清野 美保
社会教育課長	佐藤 直樹
教育課専門官兼学校教育主任専門員	佐々木平喜
教育課課長補佐	菅原 光博
社会教育課課長補佐	佐々木信一
社会教育課課長補佐兼図書館長	佐藤 晃子
教育課指導主事	齋藤 希望
教育課指導主事	本間 琢也
教育課主査兼学校給食共同調理場所長	阿部 和恵
社会教育課主査兼社会教育係長	齋藤 克弥
教育課学校教育係長	長谷部奈津
教育課教育施設係長	齋藤 俊一
教育課主査兼教育総務係長	池田 省三

小中学校再編整備について

【これまでの経緯】

～ 検討状況① ～

年月日	出来事	開催回数
R元.7.3～12.3	庄内町立中学校の未来を考える懇談会	3回
R3.12.22～R5.11.30	庄内町学校適正規模・適正配置審議会	9回
R5.12.12	審議会から教育委員会へ答申書が提出	-
R6.2.22	教育委員会にて庄内町立小学校及び中学校の 適正規模・適正配置に関する基本方針が決定	-

【これまでの経緯】

～ アンケート実施状況 ～

時期	名称	対象	対象者数	有効回答率
R4.6月	学校適正規模適正配置 アンケート	町民	1,000	31.8%
		保育園～中学校の保護者	1,221	83.7%
		町立小中学校教員	140	82.1%
R5.9月	小学校の枠組みについて	保育園、こども園、幼稚園、小 学校の保護者	1,163	41.6%
R5.10月	小学校の枠組みについて	四学区、立川地域の 0歳から小学生の保護者	157	52.3%

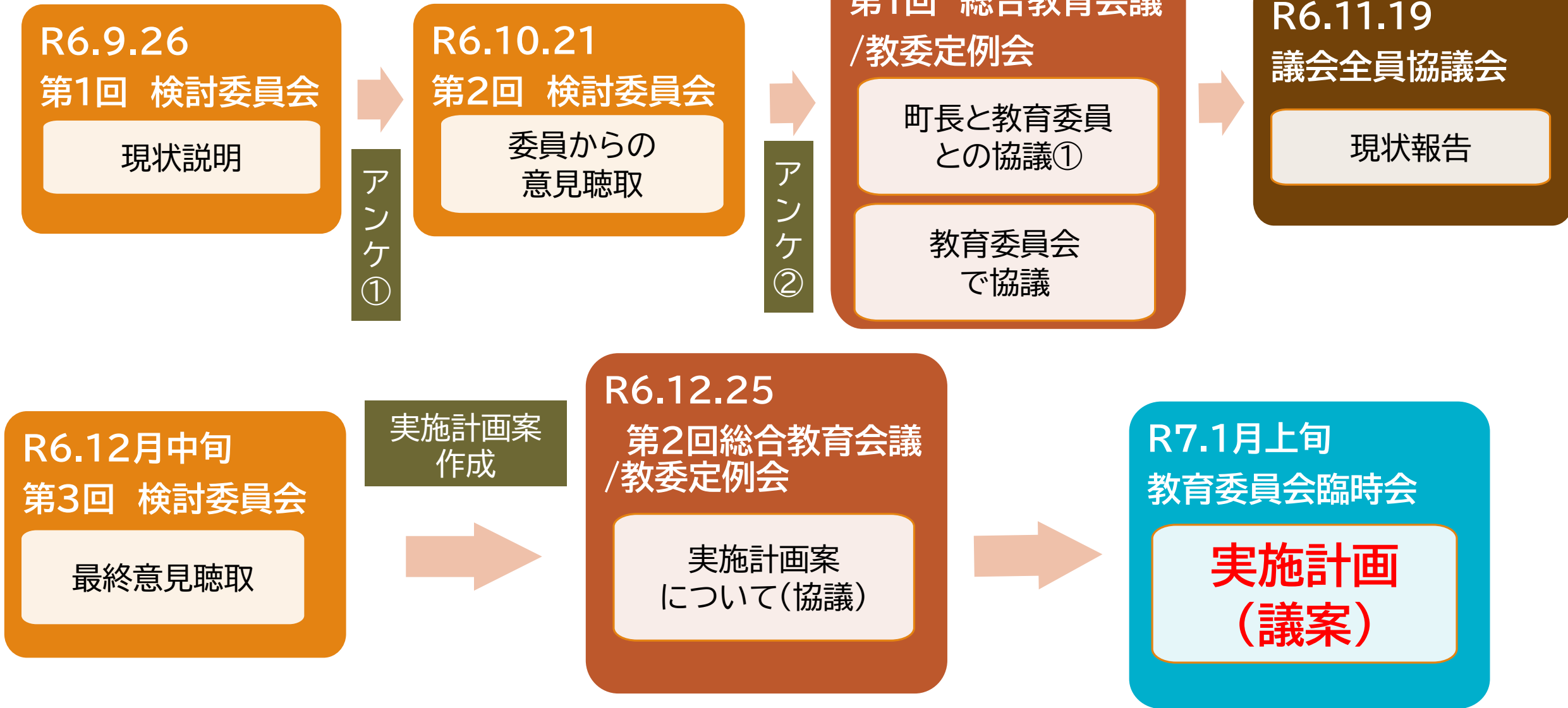
【これまでの経緯】 ～ 検討状況② ～

年月日	出来事	内容
R6.5.13	第1回学校用地候補地選定庁内会議	参加各課へ候補地の選定依頼
R6.6.19	第2回学校用地候補地選定庁内会議	12か所候補地 ⇒7か所へ
R6.7.19	第3回学校用地候補地選定庁内会議	7か所⇒4か所へ

【これまでの経緯】 ～ 検討状況③ ～

年月日	出来事	参加者
R6.9.26	第1回庄内町立小中学校再編整備検討委員会	15名 ※ほか、オブザーバーとして 教育 委員より梅木委員、太田委員、 齊藤委員の3名参加
R6.10.21	第2回庄内町立小中学校再編整備検討委員会	15名 ※ほか、オブザーバーとして 教育 委員より梅木委員、太田委員、 飯淵委員の3名参加

【今後のスケジュール案】



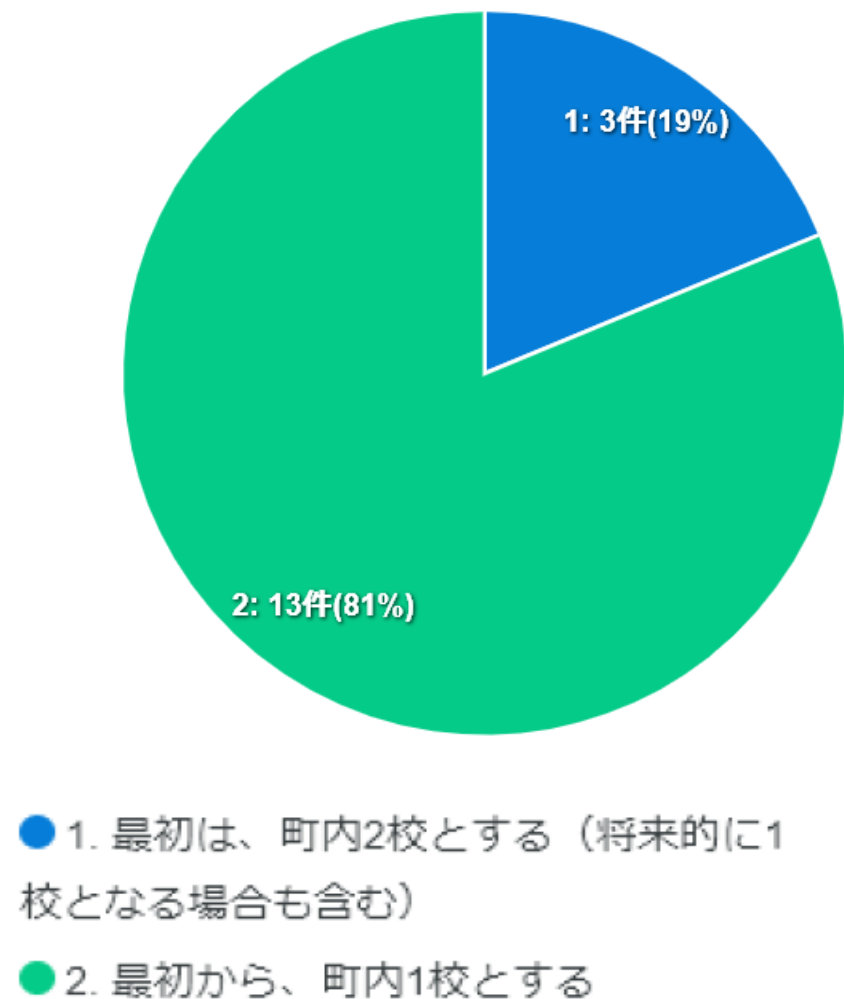
【参考】R6出生数(入学数)見込み

誕生 年度	入学 年度	余目一小			余目二小			余目三小			余目四小			立川小			町内合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
【R6.9月現在】																			
R6生 (0歳)	R13	5	6	11	8	3	11	3	4	7	2	1	3	2	3	5	20	17	37
【R6.10.24現在】																			
R6生 (0歳)	R13	8	9	17	12	6	18	3	7	10	1	2	3	2	2	4	26	26	52
増減		+3	+3	+6	+4	+3	+7	0	+3	+3	-1	+1	0	0	-1	-1	+6	+9	+15

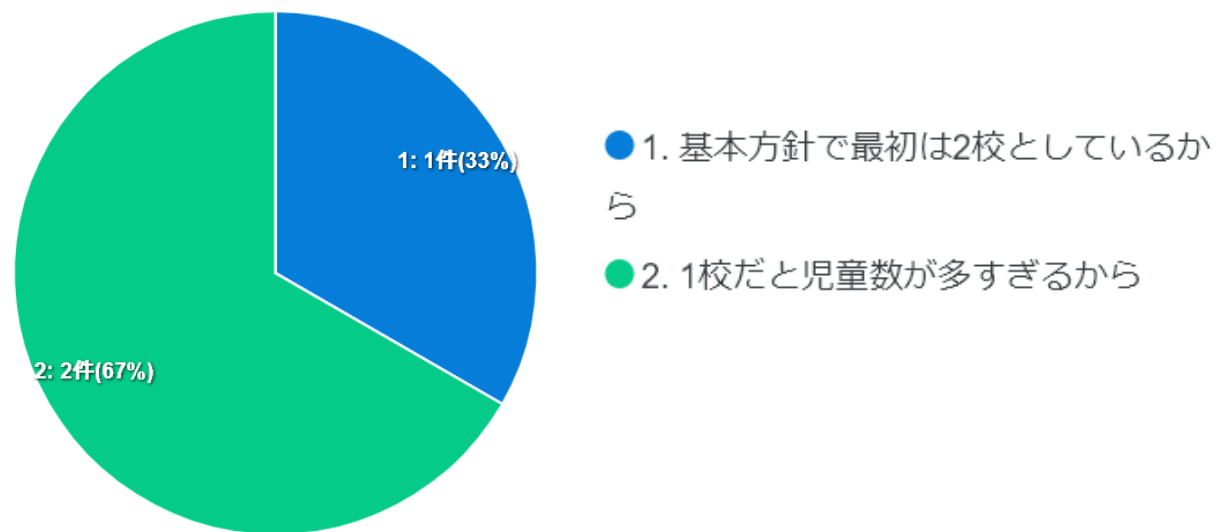
R6 出生見込み **94人**(上記を含む)
 ※3月第3週まで出生予定の母子手帳交付状況による

第2回 アンケート結果

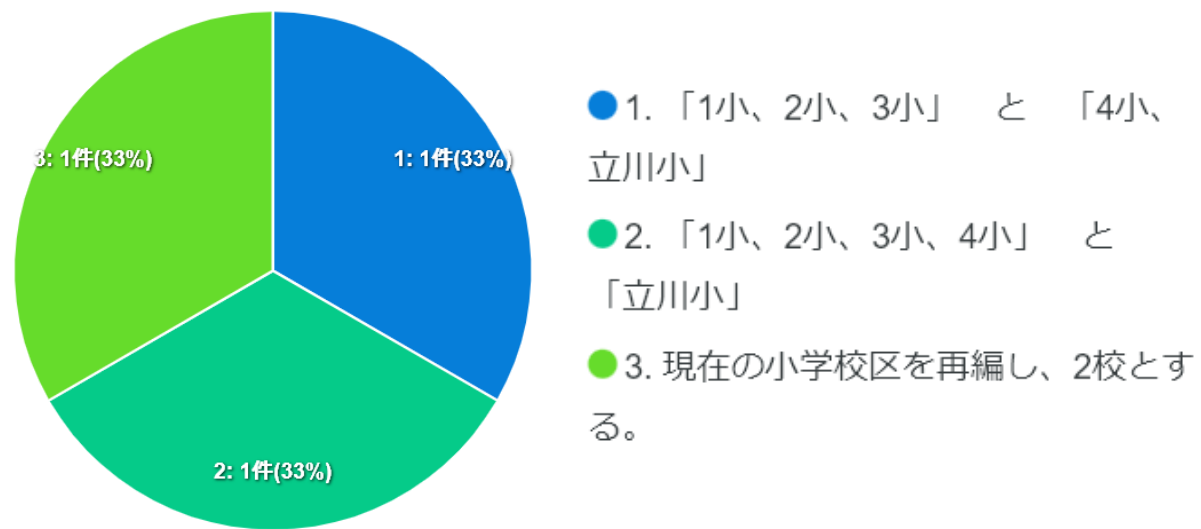
Q1. 小学校の統合（1校or 2校）について



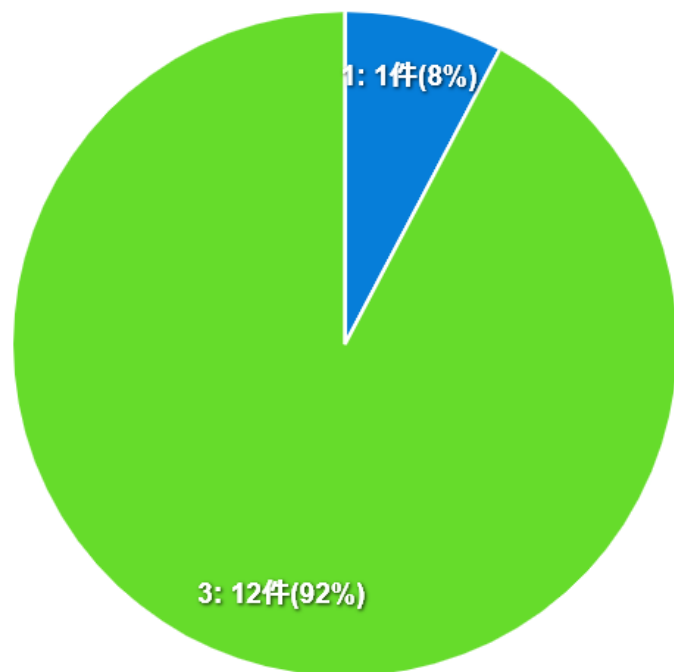
Q.2 2校の理由について（回答3名）



Q.3 2校の枠組みについて（回答3名）

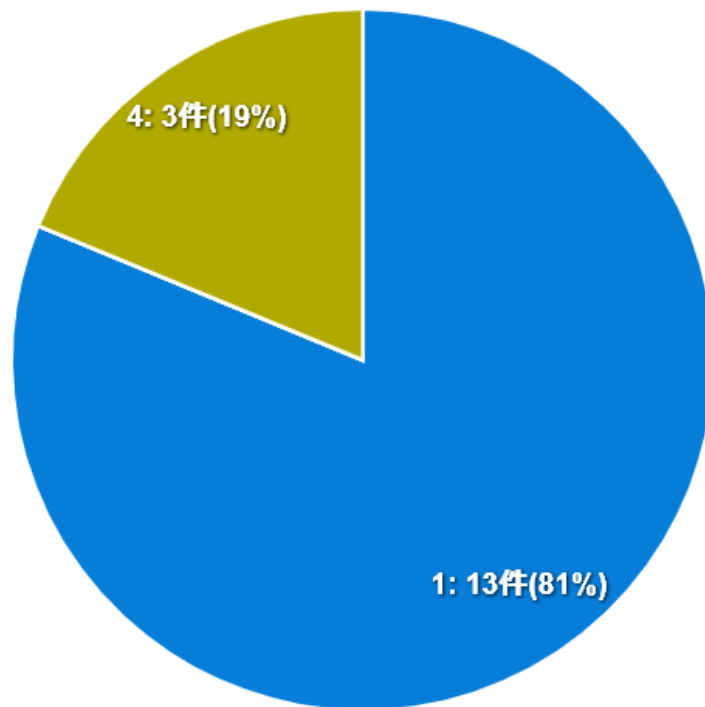


Q4. 1校の理由について



- 1. 2校だと小規模校が単学級になるため（クラス替えができない）
- 2. 大規模校と小規模校のバランスが取れないため
- 3. 将来的に1校になる可能性が高いため
- 4. 1校の方が費用が少なくてすむため

Q.5 候補地について



- 1. 響ホール北側
- 2. 余目第二小敷地
- 3. 余目第四小敷地
- 4. 立川小中敷地

【自由記載より①】

・小学校の集約場所に関わらず、幼稚園や学童についての運用も検討する必要があると思います。町民へ情報を開示した時に必ず話題に出ると思われるため、返答できる情報は持っておいた方が良いでしょう。また、集約によって使わなくなる校舎や施設についても合わせて検討が必要だと考えています。耐用の問題はあるとしても、課外学習やスポーツ施設等への活用などトータルの町づくりの一環となる事を期待します。

・中学校が余目なのであれば、立川地域に小学校というの也不错かなと思いました。立川には庄内町にたった一つの認定子ども園があります。0から5歳成長、そして、小学校とのつながり、これが余目地域となると出来なくなるのかな。と感じます。自然豊かな学びの中で子どもの育ちという意見にも昨日心を動かされました。

・1校にして良かったと町民の方が思えるような魅力的な校舎の建設をお願いしたいと思います。

・1と3の学童施設が古いと話がありましたが、4小は1から6年生までフルで利用している子が多く、教室も一つしか使えなくてとても狭く危険な状況でした。学童は地域に返してほしいという意見もありましたが1.3.4.に関しては使用が難しいことも検討ください。

・学校の再編整備の方向性が明確になったら、新しい学校の校風をどのようなものにしていくのか検討してほしい。学校づくりはまちづくりと重なるところがあるので、子ども達や地域の皆さんの考えを聞きとって進めてほしい。

【自由記載より②】

・立川小中の敷地を利用する場合、私の住んでいる部落の大真木も徒歩圏内の2kmになります。そうなる
と、県道33号を徒歩で通学することになると想定されます。大真木から立川に向かう県道33号には歩道が
なく大変危険だと思います。そういう場合、歩道を作ってもらうように要請するのか、そういう場合はス
クールバスになるのか。そういう問題も出てくるのかなとは思いました。これは大真木だけではなく、他
の部落、他の学区でもあることだと思うので、そういった所も検討することが必要になるのかなと思いま
す。

・2回目の会議では、地域愛にあふれる方々の思いを感じました。一方、生徒、児童の数の変化以外に、
長期的な目で見ると、教育の姿そのものが変わって行く可能性もあるのでは無いかと感じています。距離
が問題であればweb授業を多用したり、今までの概念ではあり得ない教育の姿が現れてくる可能性も否定
できません。増える不登校も、生徒達の民意の一つと捉えると、必ずしも学校という集団で行うことが教
育ではないと、なっていくかもしれません。今想定し、将来のためにできることは、そういった変革が発
生した際にも、対応しやすい基地を構えることになるのではないのでしょうか。

・2校にする場合の枠組みは、「1～3小」と「4小、立小」が望ましいが、4小学区の意向が、最初から余
目一緒の方が多かったため「1～4小」と「立川小」としました。

給食費の無償化について

1 庄内町の学校給食費について

令和 6 年度 1 食あたりの給食費(円)

開始年月	小学校	中学校	給食費の無償化等の状況
2023.4～	275 円	330 円	半年無償化(実食数の 1/2 を無償化)

※幼稚園は副食費(主食なし)として 264 円/食

近隣市町の令和 6 年度 学校給食費等の状況

市町名	小学校	中学校	給食費の無償化等の状況
鶴岡市	310 円	375 円	完全無償化(徴収なし)
酒田市	305 円	330 円	一部助成(小学生 45 円/食、中学生 25 円/食)
遊佐町	280 円	340 円	一部助成(小学生 20 円/食、中学生 30 円/食) 給食費値上分補填
三川町	280 円	340 円	一部助成(小学生 20 円/食、中学生 40 円/食) 給食費値上分補填

県内状況	小学校	中学校
最高額	372 円 (舟形町)	420 円 (鮭川村)
最低額	273 円 (山形市、東根市)	304 円 (白鷹町)
県平均	305.83 円	353.17 円

参考資料:山形県教育局学校体育保健課「令和 6 年度学校給食費に対する助成等の実施状況」

2 □特色のある学校給食(献立等)

名 称	主な内容
南三陸友好献立	友好町:南三陸町の業者や産地の食材を使用した給食献立。 町内幼小中施設の子供達から味付け海苔のパッケージをデザインしてもらい、南三陸町の復興を応援する。
庄内町めぐみ給食	町内農協 3 団体より、産地の米と豚肉を提供してもらい給食献立を作成。 当日に幼小中各施設に農協関係者を招き、交流給食会を実施。
有機米給食(R6.11～)	町内で有機農業に取り組む生産者の有機米を使用した給食献立。

3 □地産地消の取組状況 町内生産者団体からの食材使用比率等

年度	支出額(円)	金額(円)当たりの比率	使用重量(kg)	重量(kg) 当たりの比率
5	19,488,092	11.0	39,599.2	12.9
4	21,111,551	13.9	35,790.6	22.4
3	21,476,486	13.6	27,868.0	24.3

令和6年度 学校給食費に対する助成等の実施状況

令和6年5月1日時点

No.	市町村名	1 助成の有無				2 助成等の実施期間									3 助成等の内容	4 給食の提供を受けていない児童生徒への対応			5 助成等の財源	6 助成等の内容が確認できる資料					7 給食費（1食あたりの単価）							
		なし	一部 助成	一部 無償化	完全 無償化	始期					終期					対応	対応	（対応ありの場合）		なし	実施 要綱	周知用 チラシ	その他 資料	HP 掲載	小学校			中学校				
						元号	年	月	日	不明	元号	年	月	日											未定	R5	R6	増減額	R5	R6	増減額	
1	山形市		○			令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	31日		◎山形市立の小中学に在籍する児童生徒（村山特別支援学校山形校含む）の給食費の一部を助成 小学生：8円/食 中学生：9円/食 ※令和6年度当初予算ベースでの助成内容 ※村山特別支援学校山形校以外の県立学校は対象外（山形市学校給食センターの給食を支給している学校のみ対象）	○				物価高騰 対応重点 支援地方 創生臨時 交付金（繰 り越し分）					○	265	273	8	305	314	9
2	上山市		○			令和	4年	4月	1日		令和	7年	3月	31日		◎令和3年度後半から令和4年度にかけて値上げした食材費の一部を負担し、令和4年度における本市設置の小・中学校の給食費を据え置き。 ◎令和5年度における本市設置の小・中学校の給食費の一部を助成（給食費値上げ分）小学生：10円/食、中学生：13円/食 ◎令和6年度における本市設置の小・中学生の給食費の一部を助成（給食費値上げ分）小学生：22円/食、中学生：25円/食	○					○	○	290	312	22	336	361	25			
3	天童市			○		平成	29年	4月	1日					○	①第3子以降給食費無償化事業（平成29年度から） 4月1日現在において、満18歳未満の子を3人以上養育し、そのうち年長の子から数えて3番目以降の子が小学校及び特別支援学校の小学部（市外の学校を含む。）に在籍している保護者に対し、対象となる第3子以降の児童の学校給食費の金額を助成。（給食費の未納がないこと。生活保護や就学援助の認定などにより給食費相当額の給付を受けている場合は対象外） ②中学生学校給食無償化事業（令和6年度から） 市内に在住し、市内の中学校に在籍している生徒、及び市内に住所があり、市外の中学校や特別支援学校の中学部等に通っている中学生の給食費を無償化（市内中学校）又は助成（市外中学校）する。（本市給食費単価が上限）	-	-	-	一般財源		○				280	280	0	320	320	0		
4	山辺町				○	令和	4年	10月	1日		令和	7年	3月	31日		◎山辺町立の小中学校に在籍する児童生徒に係る給食費は、完全無償化している。ただし、生活保護法に規定する教育扶助の支給を受けている者を除く。 ◎山辺町内には国立学校及び県立学校がないため、対象児童生徒なし。	○				自己財源		○				275	275	0	320	320	0
5	中山町				○	令和	3年	8月						○	◎町内在住で町内の小中学校に在籍する児童生徒に係る給食費は無償。 ◎町内在住で町外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費相当分とする。ただし、生活保護や就学援助等により学校給食費に係る給付等を受けている場合は当該給付等額を除く。 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額で、児童1人につき5万9千円、生徒1人につき6万2千円を上限とし、予算の範囲内とする。	○				ふるさと納税 一般財源		○				298	298	0	344	344	0	
6	寒河江市				○	令和	3年	4月	1日					○	◎寒河江市立小中学校に在籍している児童生徒に係る給食費は完全無償化している。 ◎寒河江市内には国立学校及び県立学校がないため対象児童生徒なし。（県立楯岡特別支援学校寒河江校は対象外） ◎国立学校及び県立学校に在籍している児童生徒については助成していない。 ※県立学校はすべて対象外	○				自己財源					○	310	310	0	380	380	0	

令和6年度 学校給食費に対する助成等の実施状況

令和6年5月1日時点

No.	市町村名	1 助成の有無				2 助成等の実施期間										3 助成等の内容	4 給食の提供を受けていない児童生徒への対応			5 助成等の財源	6 助成等の内容が確認できる資料					7 給食費（1食あたりの単価）					
		なし	一部 助成	一部 無償化	完全 無償化	始期					終期						対応 なし	対応 あり	（対応ありの場合） 具体的な対応内容		なし	実施 要綱	周知用 チラシ	その他 資料	HP 掲載	小学校			中学校		
						元号	年	月	日	不明	元号	年	月	日	未定											R5	R6	増減額	R5	R6	増減額
7	河北町				○	令和	5年	4月	1日					○	◎町立小・中学校に在籍している児童生徒に係る給食費は完全無償化している。 ◎町内に住所を有し、町外の学校に在籍する児童生徒の保護者に対し補助金を交付している。	○			ふるさと応援基金				○			292	322	30	336	368	32
8	西川町				○	令和	4年	9月	1日					○	◎西川町立小・中学校に在籍している児童生徒に係る給食費は完全無償化している	○			ふるさと納税 デジタル田園都市国家構想交付金	○						320	320	0	380	380	0
9	朝日町				○	令和	5年	4月	1日					○	◎町内小中学校に通う児童生徒の給食費（R6当初 小学校1食327円、中学校1食358円） ◎町内に住所を有し、特別支援学校（中学部まで）に通学する児童生徒の給食費（年間保護者実費負担額） ※町内に住所を有し、県立中学校に通学する生徒は対象外	○			ふるさと納税	○						327	327	0	348	358	10
10	大江町				○	平成	29年	4月	1日					○	◎平成29年度は小学校6年生と中学校3年生、平成30年度～令和3年度は小学校6年生と中学校全学年を無償化し、令和4年4月～6月は小学生が半額補助、中学生が無償化、令和4年7月～小・中学生全学年無償化とした。 対象は、大江町立の小・中学校に在籍するもの及び、町民で町外の学校に通う児童生徒。	○			自己財源		○	○				310	310	0	355	355	0
11	村山市		○	○		平成	22年	4月	1日					○	①令和4年度より市内小中学校の児童生徒を対象に給食食材費物価高騰分補助 金額：令和6年度は小学生@37円/食、中学生@45円/食 ※村山市立小中学校が対象となる。村山市内の特別支援学校は対象外 ②平成22年度より村山市の小中学校に在籍する児童生徒のうち、第3子以降を対象に、給食費を無償化 ※村山市に住所を有し、県立学校に在籍している児童生徒は対象外	○			①国交付金 ②一財		○	○		○	288	325	37	350	395	45	
12	東根市		○	○		令和	2年	4月	1日					○	①・市立小中学校に通う児童生徒の食材費16円/食助成（実施期間：R2.4.1～終期未定） ・市立小中学校に通う児童生徒の食材高騰対策として食材費30円/食程度助成（実施期間：R6.4.1～R7.3.31） ②・市立中学校に通う生徒の無償化（実施期間：R6.4.1～終期未定） ・市内に居住し市立中学校以外の中学校に通う生徒の無償化（R6.4.1～終期未定）	○			自己財源 ふるさと納税	○				○	273	273	0	321	321	0	
13	尾花沢市		○	○		平成	30年	4月	1日					○	【一部助成】 市内小中学校在籍の全児童生徒へ給食費半額助成（小学生145円/中学生160円） 自校給食：学校会計へ補助 センター：補助額を差引後に学校長へ給食費請求 【第3子以降無償】 市内在住の義務教育期間3人以上在籍し、市税等及び給食費の滞納のない者、生活保護法非該当者で実費相当（半額助成後の金額：小学生145円/中学生160円） ※対象は市内小中学校に在籍する児童生徒に限る（国立・県立学校なし） 【食材費助成】給食費10%（自校式のみ）物価高騰の中、質と量を保つため、290円を超過してしまう分を10%で補填	○			自己財源 ふるさと納税		○	○			290	290	0	320	320	0	

令和6年度 学校給食費に対する助成等の実施状況

令和6年5月1日時点

No.	市町村名	1 助成の有無				2 助成等の実施期間										3 助成等の内容	4 給食の提供を受けていない児童生徒への対応			5 助成等の財源	6 助成等の内容が確認できる資料					7 給食費（1食あたりの単価）					
		なし	一部 助成	一部 無償化	完全 無償化	始期					終期						対応 なし	対応 あり	（対応ありの場合） 具体的な対応内容		なし	実施 要綱	周知用 チラシ	その他 資料	HP 掲載	小学校			中学校		
						元号	年	月	日	不明	元号	年	月	日	未定											R5	R6	増減額	R5	R6	増減額
14	大石田町				○	令和	6年	4月	1日					○	◎町立小・中学校に在籍している児童生徒に係る給食費は完全無償化している。	○			自己財源		○				290	315	25	320	345	25	
15	新庄市		○	○		令和	6年	4月	1日					○	第3子以降児童等無償、第2子半額、その他の市立学校在籍児童等は1食あたり小学生15円、中学生20円の補助 ※第3子以降児童等無償、第2子半額については、県立学校（特別支援学校・県立中学校）も対象	○			一般財源		○		○	○	330	330	0	390	390	0	
16	金山町		○			平成	26年	4月	1日					○	対象者：小学生、中学生全員及び教職員等 金額等：給食1食につき80円を助成 ※町立小中学校で給食を食べている児童生徒及び教職員が対象で、国立・県立学校在籍者は対象外	○			自己財源				○		347	350	3	382	385	3	
17	最上町		○			令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	31日	地産地消食材費を町で負担。 （予算措置200万） ※ただし、幼保・小・中へ給食を提供しているため、全体で200万となる。	○			自己財源	○					285	285	0	315	315	0	
18	舟形町		○			令和	4年	4月	1日					○	舟形町の小学校・中学校に在籍する児童生徒の給食費の一部を助成。 もともと地元食材分を町で負担している他、物価高騰分を町で負担し、保護者負担を増やさないようにしている。 R6物価高騰分として 小学生265円の10%、中学生310円×10%の食数分を予算化	○			一般財源 （ふるさと納税）	○					357	372	15	402	417	15	
19	真室川町				○	令和	6年	4月	1日					○	真室川町立小学校、中学校に在籍している児童生徒に係る給食費は完全無償化	○			自己財源	○					339	339	0	395	395	0	
20	大蔵村		○							○				○	大蔵小学校、大蔵中学校の米飯については、全額を村で負担している。	○			自己財源	○					290	290	0	320	320	0	
21	鮭川村				○	平成	29年	4月	1日					○	村立鮭川小・中学校の児童生徒について、完全無償化。所得要件等なし。		○	給食を提供すべき日数に応じて給付金を支給	村単独財源				○		320	340	20	375	420	45	
22	戸沢村				○	令和	6年	4月	1日					○	・戸沢村立戸沢学園に在籍する児童・生徒について、給食費を無償化する。ただし、前年度までの学校給食費の滞納がある場合は、当該滞納における支払い計画について教育長の了承があるものを除いて、無償化を受けられない。 ・戸沢村内に住所を有し、他市町村の学校（国立・県立を含む）に在籍する児童について、適用の決定を受けたものには学校給食費に相当する金額を補助する。 ・給食の無償化及び補助金の額は学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合は、補助金の額から当該給付金を除くものとする。	○			一般財源			○	○	300	340	40	340	380	40		
23	米沢市				○	令和	6年	4月	1日					○	・本市に住所を有し、市立学校に通学する児童生徒に係る給食費は完全無償化している ・本市に住所を有し、市立外学校に通学する児童生徒に係る給食費は給食費相当分を補助している		○	アレルギー対応や宗教上の理由等で給食の提供を受けておらず、弁当を持参している児童生徒に関しては、給食費相当額を保護者に支給している ふるさと応援基金繰入金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		○					315	315	0	371	371	0	

令和6年度 学校給食費に対する助成等の実施状況

令和6年5月1日時点

No.	市町村名	1 助成の有無				2 助成等の実施期間									3 助成等の内容	4 給食の提供を受けていない児童生徒への対応			5 助成等の財源	6 助成等の内容が確認できる資料					7 給食費（1食あたりの単価）						
		なし	一部 助成	一部 無償化	完全 無償化	始期					終期					対応 なし	対応 あり	（対応ありの場合） 具体的な対応内容		なし	実施 要綱	周知用 チラシ	その他 資料	HP 掲載	小学校			中学校			
						元号	年	月	日	不明	元号	年	月	日											未定	R5	R6	増減額	R5	R6	増減額
24	南陽市		○	○		令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	31日		①「第3子以降学校給食費無料化助成金」【助成要件】給食費の滞納無し、公的扶助を受けていないこと（生活保護受給者でない）【対象】当該年度の3月1日現在南陽市内に住所を有し、市立小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の保護者【助成内容】所得に応じて、学校給食費の全額、または半額、また1/4を助成。【予算額】10,587,161円 ②「給食費原材料高騰対策負担金」児童生徒を対象に、物価高騰による食材費を給食費原材料高騰対策負担金として調理施設に支払う。 ・小学校1食266円×消費者物価指数15.6%=41円、41円×児童1312人×給食日数210日=11,296,320円 ・中学校1食322円×消費者物価指数15.6%=50円、50円×生徒751人×給食日数210日=7,885,500円 ※保護者が負担する給食費は値上げしない（保護者の負担額は増やさない。）	○			一般財源		○	○		○	284	307	23	344	372	28
25	高畠町		○	○		令和	4年	4月	1日					○	①高畠町に住所を有する小中学生の給食費の一部を助成 小学生：1食単価315円のうち125円 中学生：1食単価365円のうち145円 ※対象者、助成要件：高畠在住、町内の町立小中学校に在籍。 ②高畠町内の町立小中学校に同時期に在籍する兄弟姉妹で、第3子目以降の児童生徒に係る給食費を無償化。 ③高畠町立小・中学校の町内米使用に係る給食会との米飯価格の差額の補助（高畠町農林課事業によりR6.12～R7.2まで実施予定）	○			重点支援 地方創生 臨時交付金		○	○			305	315	10	355	365	10	
26	川西町		○			令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	31日		1食あたり20円を市町村が負担する。 町立小・中学校に在籍する児童生徒のみ。	○			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		○				301	297	△4	315	315	0
27	長井市		○			平成	29年							○	市立の小中学校に在籍する児童生徒及び教職員 令和6年度実施予定として、助成総額で小学校50円/1食の助成、中学生53円/1食の助成を予定している。 （当初は10円/1食、以後、物価高騰分の補填として令和4年からプラス15円/1食、令和5年度からプラス17円/1食、令和6年度から小学生プラス8円/1食、中学生等プラス11円/1食と助成額の増額を行っている。）	○			一般財源を使用		○				293	301	8	337	348	11	
28	小国町		○			令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	31日		町立小中学校に在籍する児童、生徒に対し、令和5年度から値上げ分の半額程度助成。 小学生：10円/食 中学生：15円/食	○			自己財源	○					305	305	0	360	360	0
29	白鷹町		○			平成	29年	4月	3日					○	対象：給食喫食者全員 内容：食材の値上げ分、栄養価をすべて満たし、地産地消割合を上げるための補助金 金額：当初1,100万円	○			自主財源		○				262	262	0	304	304	0	
30	飯豊町		○							○				○	①1食当たりの給食費で不足する賄材料費を助成（対象は町立小中学校） ※保護者負担額（小学校@276円、中学校@308円）を超える分について町が助成 ②町内産農産物購入時、農林振興課より複数回助成	○			自己財源 （町の一般会計）	○					276	276	0	308	308	0	

令和6年度 学校給食費に対する助成等の実施状況

令和6年5月1日時点

No.	市町村名	1 助成の有無				2 助成等の実施期間										3 助成等の内容	4 給食の提供を受けていない児童生徒への対応			5 助成等の財源	6 助成等の内容が確認できる資料					7 給食費(1食あたりの単価)									
		なし	一部 助成	一部 無償化	完全 無償化	始期					終期						対応 なし	対応 あり	(対応ありの場合) 具体的な対応内容		なし	実施 要綱	周知用 チラシ	その他 資料	HP 掲載	小学校			中学校						
						元号	年	月	日	不明	元号	年	月	日	未定											R5	R6	増減額	R5	R6	増減額				
31	鶴岡市				○	令和	4年	11月	1日					○	市内に住所を有し、学校給食センターから給食を提供する市立及び県立の小中学校在籍の児童生徒の学校給食費を全額徴収しないこととする。 また、市内に住所を有し、山形県内の小中学校(県立特別支援学校等)に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付金として支給する。	○			一般財源				○					280	310	30	320	375	55		
32	庄内町		○			令和	4年	11月	1日		令和	7年	3月	31日	■町内の町立小・中学校に通う小・中学生の給食費の3ヶ月分を助成(令和4年11月1日から令和5年1月31日) 小学生: 令和4年11月、12月、令和5年1月分の給食費集金額を無償(月額5,300円を0円) 中学生: 令和4年11月、12月、令和5年1月分の給食費集金額を無償(月額6,000円を0円) ■町内の町立小・中学校に通う小・中学生の給食費の一部を助成(令和5年4月1日～) 小学生: 年間実食数の半額(1食275円※令和5年度より改正) 中学生: 年間実食数の半額(1食330円※令和5年度より改正) ※町外に設置された小・中学校(国立学校・県立中学校、特別支援学校)に在籍している児童生徒については実施していない。	○			・新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金(令和4年度)・自己財源(令和5年度～)					○						275	275	0	330	330	0
33	三川町		○							○				○	①三川町学校給食費補助金 対象: 三川町立小中学校 金額: 令和5年度から学校給食費値上げ相当分 小学校: 1日20円 中学校: 1日40円 補助金の額: 学校給食費値上げ相当額に令和6年5月1日時点の学校給食会計の対象児童生徒数と年間給食提供日数を乗じた額。 ②おいしいお米給食支援事業(町・たがわ農協負担) 対象: 三川町立小中学校 金額: 1等米と2等米の等級価格差(相当額)の負担 事業内容: 1年を通して、1等米と2等米の等級価格差を補助金として交付する。 補助金額は町と農協で1/2ずつ負担する。 ③有機つや姫給食(町負担)(現物支給) 対象: 三川町立小中学校 金額: 有機つや姫を給食として提供する経費の全額負担 事業内容: 年1回、有機つや姫を三川地域有機農業推進協議会の会員が生産したお米を米飯給食として提供する。 ④つや姫・雪若丸給食(町負担)(現物支給) 対象: 三川町立小中学校 金額: 地元産のつや姫・雪若丸を給食として提供する経費の一部 事業内容: 地元産のつや姫(11月～3月)、雪若丸(年2回)を米飯給食で提供する。 はえぬきとつや姫・雪若丸の銘柄価格差を町で負担する。	○			自己財源(3助成等の内容の①)・ふるさと基金(3助成等の内容の②～④)		○						275	280	5	330	340	10			
34	酒田市		○			令和	4年	7月	1日					○	・市内小中学校に在籍する児童生徒の給食費(1食あたり単価)のうち一部を助成 助成金額 小学生: 45円/食、中学生: 25円/食 ※市立小中学校のみ対象 ・年に複数回「つや姫」「雪若丸」の米飯を提供の際、通常提供している米飯との価格差を負担	○			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(繰り越し分)					○				295	305	10	330	330	0		
35	遊佐町		○			令和	6年	4月	1日		令和	7年	3月	17日	令和6年4月1日時点で町内小中学校に在籍する児童、生徒(小学生452名、中学生275名)、令和6年4月1日以降の転入者を対象とし、年間給食回数(小学校203回、中学校200回)に対して、1回につき値上げ分(小学校20円、中学校30円)を補填	○			学校給食費高騰対策負担金(一般財源)		○					260	280	20	310	340	30				